

# 第155回生倫調で、資料2\_報告書案にいただいたご指摘・対応一覧

No.	お名前	第155回時の報告書案の該当ページ、行番号	ご指摘内容	修正後の該当ページ、行番号	事務局_対応内容
1	磯部委員	P1、5行	今回の報告は中間まとめではなく最終報告であることが分かるように。	P1、2行	「中間まとめ」と区別するため、作成日の記載を本報告書の発 出日のみに修正
2	藤田委員	P9、246行	検討対象の胚はクローン技術規制法の目的に照らして同様なか否かの検討というタイトルについて、何と同様なのかという目的語がない	P9、244行	「『検討対象の胚』は、クローン技術規制法の目的(立法の動機)に照らして特定胚(人クローン胚)と同等か否かの検討」と修正。
3	神里委員	P10、267行、表3	同一人の幹細胞から精子、卵子をそれぞれ作成して受精させる場合の「それぞれ」は不要ではないか。	P10、266行 (P9、248行)	「異なる人の幹細胞から精子と卵子を作成して受精させる場合及び幹細胞から精子又は卵子を作成し異なる人の自然のヒト生殖細胞と受精させる場合」 「同一人の幹細胞から精子と卵子をそれぞれ作成して受精させる場合及び幹細胞から精子又は卵子を作成し同一人の自然のヒト生殖細胞と受精させる場合」に修正。 また、注釈の内容・位置を修正。
4	小川会長、磯部委員、三浦委員、佐原委員	P12、331	人クローン胚とは異なるが、法的規制が必要とまでは言えないというのがわかりにくい。	P12、332行	「上記のとおり『検討対象の胚』についてクローン技術規制法の立法の趣旨を踏まえた法的な規制の要否を検討したところ『検討対象の胚』は『人クローン胚』とは異なるものであるもので、現段階では、『検討対象の胚』についてクローン技術規制法と同様の立法の趣旨に基づく法的規制が必要とまでは言えないものの、ヒト胚と同様の取扱いとすることが妥当であると判断された。」と修正。

No.	お名前	第155回時の報告書案の該当ページ、行番号	ご指摘内容	修正後の該当ページ、行番号	事務局 対応内容
5	三浦委員	P14、379行	句読点削除	P14、382行	句読点を削除した。
6	神里委員	P14、381行	柘植参考人の意見の記述の修正	P14、381行	「現在でも再生医療によっても治せない疾患は非常に多く、不妊原因の解明や治療法の開発などの『治す』という目的は大事なことである。しかし、先端的技術・医療が文化的なことからを変え、それによって生きづらさを感じる人々が生じるかもしれないということについて、もっと話される必要がある。」  に修正。
7	久慈委員	P16、458行	「遺伝子情報改変技術を用いるものを含む」という括弧の部分と「遺伝子情報改変技術等を用いる」という後ろの部分は抜いてしまった方がわかりやすいのではないか。	P16、460行 (P17、483行、P19、565行)	「さらに『ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針』においては、受精を認めていることから、研究目的との整合性についても考慮して研究範囲を設定する必要があると結論付けられた。」  に修正。
8	三浦委員・久慈委員	P16、471行	「必要な数を最小限とする」を「必要な最小限の数」とする。	P16、471行	「『検討対象の胚』の作成数は研究に必要な最小限の数とする必要がある。」に修正。

No.	お名前	第155回時の報告書案の該当ページ、行番号	ご指摘内容	修正後の該当ページ、行番号	事務局_対応内容
9	米村委員(久慈委員、神里委員)	P16、472行	指針において「国の審査」という表現ではなく、「国の確認」という表現。また、現状の審査体制はあくまで暫定的なものである。今回の胚についての適切な審査体制について、きちんと議論すべき。	P16、473行 (P19、568行)	「国による審査」を「国による指針適合性の確認」に修正。審査体制については更に検討を行い記載予定。
10	藤田委員	P18、517行	「検討対象の胚の法的規制の必要性の考え方は現段階では不要と整理された」と「作成に際しては遺伝子操作が行われる方法がほとんどであることから、ゲノム編集技術を用いたヒト胚等の臨床利用についての法的規制の在り方を含めた適切な制度的枠組みについても引き続き検討するよう関係省庁に求める」が矛盾しているように見える。	P18、520行	「この点に関して第4.4.(2)で検討したとおり、『検討対象の胚』についてクローン技術規制法と同様の立法目的による法的規制は、現段階では不要と整理されたが、」に修正。
11	神里委員	参考2	参考資料2に第133回、第135回のヒアリングが欠落している	P22、参考2	第133回、第135回のヒアリングについて追記。